石巻市街地における 工事調整ガイドライン(案)

平成28年6月 石巻市市街地復興工事調整会議

[改訂履歴]

版	策定・改訂日	改訂の概要
第1版	H28. 06. 09	初版

石巻市街地における工事調整ガイドライン(案)

【目次】

序-1 序-2	「巻市街地における工事調整ガイドラインについて ·········· 背景と目的 位置づけ 適用範囲	2
	工事調整の組織	3
1-1	調整組織の名称・役割・構成メンバー	
	工事及び市民生活環境に関する情報共有 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	情報共有の目的	
2-2	工事に関する情報共有	
2-3	市民生活環境に関する情報共有	
2-4	情報管理	
第3章	市民生活環境への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3-1	配慮すべき対象施設	
3-2	共通して配慮すべき事項	
3-3	特定の施設に対する配慮事項	
3-4	地域住民等とのコミュニケーション	
第4章	工事調整 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7
4-1	工事調整について	
4-2	計画段階の調整	
4-3	工事段階の調整	
第5章	ガイドラインの運用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5-1	ガイドラインの運用	
5-2	ガイドラインの改訂	

序章 石巻市街地における工事調整ガイドラインについて

序-1 背景と目的

東日本大震災から5年が経過し、石巻市街地(渡波から釜・蛇田・須江地区まで)における国 土交通省、宮城県、石巻市等による復旧・復興事業(以下、総じて「復興事業」という。)は本格 的な施工段階を迎えている。

市街地において数多くの工事が輻輳することにより、工事の遅延や運搬車両の増加による渋滞、 騒音・振動など市民生活への影響などが懸念される。

また、工事に当たっては、地域住民等の理解と協力が不可欠であることから、復興事業に関する各種情報を適切に市民へ発信するなど、復興事業を市民と共有していくことが大切である。

このような背景の下、復興事業を市民と共有し、市民生活の安全・安心を確保しながら復興事業を円滑に推進するための、石巻市街地における工事調整に関するガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)を策定した。

序-2 位置づけ

本ガイドラインは、復興事業を市民と共有し、市民生活の安全・安心を確保しながら復興事業を円滑に推進するための、発注機関(国・県・市等)及び施工業者(受注者)の行動指針とする。

序一3 適用範囲

本ガイドラインの適用範囲は、次のとおりとする。

【対象事業】国土交通省、宮城県、石巻市等が発注する復興事業(工事、設計)

【対象範囲】石巻市街地 (渡波から釜・蛇田・須江地区まで)

第1章 工事調整の組織

- 1-1 調整組織の名称・役割・構成メンバー
- (1) 石巻市市街地復興工事調整会議(以下、「工事調整会議」という。)
 - ①役割:ア 特に重大な影響が予想され、市街地復興工事調整グループによる調整が困難な 事項の調整
 - イ 本ガイドラインの決定又は変更の承認
 - ウ 本ガイドラインの運用に必要な組織の設置又は改廃
 - ②構成メンバー: 石巻市長、国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所長、国土交通 省東北地方整備局東北国営公園事務所長、宮城県東部地方振興事務所長、 宮城県東部土木事務所長、宮城県石巻港湾事務所長、石巻市(復興事業部 長、産業部長、建設部長)
- (2) 市街地復興工事調整グループ(以下、「工事調整G」という。)
 - ①役割:ア 市街地全体に影響する事項又は地区復興工事協議会による調整が困難な事項の 調整
 - イ ガイドライン案又は変更案の作成、ガイドラインの適切な運用に必要な事項の 実施
 - ウ 地区復興工事協議会に対する指導・助言
 - ②構成メンバー: 国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所副所長、国土交通省東北地方整備局東北国営公園事務所建設監督官、宮城県東部地方振興事務所漁港整備専門監、宮城県東部土木事務所技術副参事、宮城県石巻港湾事務所技術次長、石巻市(建設技術管理監、復興事業部次長、産業部次長、建設部次長)
- (3) 地区復興工事協議会(以下、「地区工事協議会」という。)
 - ①役割:ア 工事調整会議で決定された各地区工事協議会における復興事業に関する調整
 - イ 地区の復興事業に係る本ガイドラインの実行
 - ウ 地区の復興事業に関する地域住民等からの要望・苦情等の情報整理、対応策の 検討
 - エ 地区工事安全協議会に対する指導・助言
 - ②構成メンバー: 国土交通省、宮城県、石巻市等の各発注機関の担当課長及び担当職員
- (4) 地区工事安全協議会(以下、「地区安全協議会」という。)
 - ①役割:ア 地区の復興事業の工事に係る施工業者間の調整
 - イ 地域住民等からの要望・苦情等の情報把握、対策等の実施
 - ウ 地域住民生活の安全・安心の確保に関する必要な対策の実施
 - エ 地区工事協議会への報告、相談、提案
 - オ 地区工事協議会の指導・助言に基づく具体的な対策等の実施
 - ②構成メンバー:地区内の各機関発注工事における施工業者(受注者)の現場代理人等
- (5)調整事務局
 - ①役割: 工事調整会議、工事調整G及び地区工事協議会の運営に関する事務
 - ②構成メンバー: 国土交通省北上川下流河川事務所、宮城県東部土木事務所、石巻市基盤整備課の職員

第2章 工事及び市民生活環境に関する情報共有

2-1 情報共有の目的

- (1) 調整組織における迅速かつ効率的な工事調整を行うため、調整組織間において工事に関する情報を共有する。
- (2) 復興事業に関する地域住民等からの要望・苦情等に対する迅速かつ適切な対応や、市民生活環境にかかわる工事調整を行うため、調整組織間において市民生活環境に関する情報を共有する。

2-2 工事に関する情報共有

- (1)対象とする工事情報
- ①工事概要
 - ア 施工計画書 (工事概要、施工工程表、交通安全対策、環境保全対策など)
 - イ その他(地域住民への工事説明資料など)

②工事調整に必要となる工事情報

- ア 工事運搬車両の運行計画
- イ 通行止め情報
- ウ ストックヤード・施工ヤード計画
- 工 詳細施工工程、施工方法
- オーその他

③第4章工事調整に係る調整結果等

(2)情報伝達

①伝達方法

- ア 施工業者は、必要な工事情報を速やかに発注機関と調整事務局に提出する。
- イ 調整事務局は、工事情報を整理し、必要に応じて地区工事協議会や工事調整Gに報告する。
- ウ 第4章工事調整に係る調整結果等は、地区工事協議会から地区安全協議会を通じて各施工業者(受注者)に通知・連絡する。

②更新頻度

- ア 情報の更新は、月1回を基本とする。
- イ 隣接・近接する工事の施工工程又は現場周辺の地域住民等の生活環境に対し、影響のお それがある場合は随時更新する。
- ウ 運搬工事車両の大幅な変更で他の地区工事協議会に対し、影響のおそれがある場合は随 時更新する。

2-3 市民生活環境に関する情報共有

(1)対象とする情報

- ①地域住民等からの要望・苦情等及びその対策
- ②復興事業の紹介や工事のお知らせ(工事内容、工事期間・時間、交通規制等)、工事説明会など、復興事業の地域住民等との共有化に関する情報
- ③第3章市民生活環境への配慮に関する各種対策や取り組みに関する情報

(2)情報伝達

- ①地域住民等からの要望・苦情等及びその対策の伝達方法
 - ア 施工業者は、地域住民等からの要望・苦情等を速やかに発注機関に報告する。
 - イ 発注機関は、要望・苦情等の内容が単独の施工業者にかかわる場合は速やかに対策を講 ずる。複数の施工業者にかかわる場合は、調整事務局に報告する。
 - ウ 調整事務局は、対応すべき調整組織を定める。調整組織は第4章の工事調整を行い、速 やかに対策を講ずる。
 - エ イの発注機関又はウの調整組織は、対策結果について調整事務局に報告する。
 - オ 調整事務局は、対策結果を整理し、必要に応じて地区安全協議会、地区工事協議会又は 工事調整Gに報告する。
- ②復興事業の地域住民等との共有化及び第3章市民生活環境への配慮に関する各種対策や取り 組みに関する情報の伝達方法
 - ア 個々の復興事業 (工事) に係る工事のお知らせは、事前に施工業者が発注機関と調整事 務局に提出する。
 - イ 地区安全協議会が実施するお知らせは、事前に調整事務局に提出する。
 - ウ 調整事務局は、お知らせの内容を確認し、必要に応じて第4章の工事調整を行う。
 - エ 調整事務局は、情報を整理し、必要に応じて地区安全協議会、地区工事協議会又は工事 調整 G に報告する。

2-4 情報管理

(1)情報管理

- ①情報は電子データを基本とする。
- ②収集・整理した情報は、調整事務局のうち石巻市基盤整備課において一元管理する。

(2)情報媒体

電子メール等の活用を基本とする。

第3章 市民生活環境への配慮

3-1 配慮すべき対象施設

石巻市街地内の工事に当たっては、市民生活環境に配慮しながら施工する必要があることから、 工事現場周辺及び運搬工事車両の運行ルート沿道に立地する次の施設に対し、十分に配慮する。

- (1) 住宅等:住宅(兼用住宅含む)、マンション、アパート、宿舎など
- (2) 事務所・店舗等: 事務所、店舗、医療・福祉施設など
- (3) 教育施設等: 幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校、大学など

3-2 共通して配慮すべき事項

前記(1)~(3)のすべての施設に対し、共通して次の事項に配慮する。

- (1) 施工業者は、施設の出入口の確保を図る。また、歩行者と自動車の動線分離や交通誘導員 の配置など必要な交通安全対策を講ずる。
- (2) 施工業者及び運搬工事車両の運転手は、交通安全、騒音、振動、粉じん、泥はね、道路汚損などに配慮して作業・走行する。
- (3) 施工業者及び運搬工事車両の運転手は、第4章工事調整において、運搬工事車両に関する ことや市民生活にかかわる安全対策や環境保全対策に関することが別途決められた場合は、 それに従って作業・走行する。

3-3 特定の施設に対する配慮事項

前記3-2の共通配慮事項のほか、3-1の各施設に対し、特に次の事項に配慮して作業・走行する。

- (1) 住宅等:地域・自治会の祭りなどのイベント
- (2) 事務所・店舗等:地域・商店街の祭りなどのイベント、荷物等の搬出入日時など
- (3) 教育施設等:入卒業式、文化祭、体育祭、入学試験などの学校行事、通学路・通学時間帯など

3-4 地域住民等とのコミュニケーション

- (1)復興事業(工事)について、発注機関(国・県・市等)、施工業者(受注者)及び第1章工事調整の組織は、地域の住民・事業者などに対し、積極的な情報公開と丁寧なコミュニケーション活動に努める。
- (2) 地域住民からの要望・苦情等について、個々の復興事業(工事)への要望・苦情等に対しては、発注機関及び施工業者が必要な対策を講ずる。地区全体又は市街地全体の復興事業(工事)にかかわる要望・苦情等に対しては、地区安全協議会、地区工事協議会又は工事調整Gが第4章の工事調整を行い、必要な対策を講ずる。

第4章 工事調整

4-1 工事調整について

工事調整は、計画段階の調整と工事段階の調整とする。計画段階の調整は、事業計画段階に、 多面的な視点で調整を行う。工事段階の調整は、工事が計画された以降に行う。

4-2 計画段階の調整

計画段階の調整は地区工事協議会で行い、調整が困難な場合は、工事調整Gが調整する。工事調整Gでの調整が困難な場合は、工事調整会議が調整を行う。

4-3 工事段階の調整

工事段階の調整は、「工事発注前の工事計画時」と「工事発注後」の2段階で行う。

4-3-1 調整を行う時期及び調整の観点

工事段階の調整は、「工事発注前の工事計画時」と「工事発注後」の2段階で行う。

(1) 工事発注前の工事計画時における工事調整

- ①工事発注前の工事計画時において、各発注機関の工事計画(場所・施工時期)等を基に、石巻 市街地における運搬工事車両による交通渋滞を抑制する観点から工事調整を行う。
- ②隣接・近接する工事では、工期短縮及びコスト縮減を踏まえた最適な施工工程を構築する観点から工事調整を行う。

(2) 工事発注後の工事調整

- ①各発注機関による工事発注後、施工計画書等による施工工程や運搬工事車両の運行計画など を基に、交通渋滞の抑制、最適な施工工程の構築及び市民生活にかかわる安全確保・環境保 全を図る観点から工事調整を行う。
- ②復興事業(工事)については、地域住民等と共有できる復興事業を目指す観点から、苦情・要望等を施工に適切に反映する工事調整を行う。
- ③工事調整は、工事進捗状況や課題発生時などに応じて適宜行う。

4-3-2 調整対象

工事調整は、以下の調整対象について必要な工事調整を行う。

(1) 運搬工事車両

石巻市街地を走行する運搬工事車両について、運行ルート、台数、期間及び時間帯などの調整を行う。

(2) ストックヤード・施工ヤード

工事で設置する土砂や建設資材等のストックヤード及び施工ヤードについて、位置、規模、 使用期間などの調整を行う。

(3) 施工時期・施工工程

工事の施工時期や隣接・近接する工事の施工工程などについて調整を行う。

(4) 市民生活にかかわる安全対策・環境保全対策

- ①復興事業に関する市民からの要望・苦情への対応策について調整を行う。
- ②復興事業の紹介や工事のお知らせ(工事内容、工事期間・時間、交通規制等)、工事説明会など、復興事業の地域住民等との共有化に関する情報発信について調整を行う。
- ③第3章市民生活環境への配慮に関する各種対策や取り組みについて調整を行う。

(5) その他

前記(1)~(4)のほか必要な事項について調整を行う。

4-3-3 調整手順

調整に当たっては、以下の手順を基本とする。

(1) 工事発注前の工事計画時

- ①4-3-1 (1) 工事発注前の工事計画時における工事調整は、地区工事協議会で工事調整 案を作成し、工事調整Gが調整を行う。
- ②工事調整Gで調整が困難な場合は、工事調整会議で行う。

(2) 工事発注後の工事調整

- ①4-3-1-(2)工事発注後の工事調整は、地区工事協議会の指導・助言に基づき、地区 安全協議会で工事調整を行うことを基本とする。
- ②地区安全協議会で調整が困難な場合は、地区工事協議会で行う。
- ③地区工事協議会の地区の範囲を超えるもの又は地区工事協議会で調整が困難な場合は、工事調整Gで行う。
- ④工事調整Gで調整が困難な場合は、工事調整会議で行う。

4-3-4 調整のための調査等の実施

- (1) 調整事務局は、第2章工事及び市民生活環境に関する情報共有によって得られる資料の活用のほか、地区工事協議会又は工事調整Gと調整し、交通現況調査など必要な調査を行う。
- (2)地区安全協議会は、地区工事協議会と協議の上、騒音・振動の測定など必要な調査を行う。

第5章 ガイドラインの運用

5-1 ガイドラインの運用

発注機関(国・県・市等)及び施工業者(受注者)は、本ガイドラインを積極的に活用するほか、下記事項に配慮する。

- (1) 発注機関は、工事に係る特記仕様書に下記事項を記載する。
- ① 工事施工に当たっては、石巻市市街地復興工事調整会議が作成した石巻市街地における工 事調整ガイドライン(案)を活用すること。
- ② 石巻市街地での復興事業を円滑に進めるため、地区工事安全協議会に参加すること。
- (2) 発注機関は、本ガイドラインを参考として必要な設計・積算を行う。
- (3) 本ガイドラインの活用に当たっては、ガイドライン [運用手引き] (案) を参考にする。

5-2 ガイドラインの改訂

工事調整Gは、本ガイドラインの運用実態等を踏まえ、適宜必要な見直しを行うものとする。